

「A I 指針（案）」に対する意見募集の結果概要

1. 実施期間

- 令和7年12月5日（金）～令和7年12月11日（木）

2. 意見総数

- 377件（うち、団体・法人等 69件、個人 308件）

3. 主な意見

※ 詳細は別紙のとおり。

- A I 生成物であることが判断できる技術については、「必要に応じて実装する」のではなく、義務付けるべき。
- A I 生成物の適切な利用や、透明性、説明可能性の確保に関して、範囲や基準、解釈を明確にしてもらいたい。
- 学習データ等の透明性の確保を含め、知的財産権等の権利利益の保護のための実効的な対策が必要。
- 膨大なデータそれぞれの保有者の特定及び取引コストや管理負担がイノベーションの阻害になることが懸念される。事業者の自主性に委ねられるべき。
- 国や地方公共団体においてA I を活用する場合は、より高いレベルでのリスク管理と責任が求められる。

※ いただいた意見については、事務局において編集し掲載しているものもあります。

いただいたご意見については、本指針の策定や今後の政策検討に当たって参考とさせていただきます。

「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針（案）」に寄せられた主な意見

「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針（案）」に寄せられた意見総数 377件（うち、団体・法人等からは69件、個人からは308件）

● 全般に対する意見（40件（うち、団体・法人等からは4件、個人からは36件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	全般	1	1	-	骨子案から本指針案が示される過程で、学習データの出所に関する透明性の強化、生成物の識別可能性に関する技術的取組、ステークホルダー関与の明確化などが追加された点を歓迎いたします。これらは、私たちが骨子段階のパブリックコメントで求めていた内容と一致するものです。一方、本指針案には、創作者や出演者の保護に不可欠な論点が十分に盛り込まれていない印象を受けております。文化産業特有のリスクに十分配慮した新たな「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」が提示されることを望みます。なお、骨子段階のパブリックコメントで求めたにもかかわらず反映されなかった事項については、依然として不可欠な論点であると認識しております。今後の検討過程で改めて反映されることを強く求め続けるものです。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案2(2)にステークホルダーとの信頼関係の構築のための学習データ等の説明可能性の確保、2(5)に安心して創作活動ができる環境の構築に向けた方策の検討、実施について記載しています。
2	全般	1	1	1	募集期間が短すぎます。本当に意見を募集するつもりがあるのでしょうか？また、少し前にはほぼ同じ内容、かつ短期間で意見を募集していましたが、どうしてまとめなかつたのでしょうか。	パブリックコメントの期間については、本指針を本年内目途に策定する方針となっている中で設定したため、ご理解いただければと存じます。
3	全般	-	-	-	前回（令和7年11月21日～同月27日）及び今回（令和7年12月5日～同月11日）いずれの意見募集についても極めて短期間で実施されている。このような短期間の意見募集においては、権利意識の高い個人等の権利者については迅速な意見提出が可能である一方で、社内手続等を要するAI事業者等は意見提出が困難である可能性もあり、意見募集の結果に偏りが生じる可能性がある。このように重大な事項について意見募集を行うのであれば、意見の提出を望む者が無理なく意見提出が出来るような十分な期間をとって行うべきであり、拙速に進めるべきではない。	なお、限られた期間においてもできる限り丁寧に意見募集を行う観点から、骨子、本文案それぞれに対してパブリックコメントを実施したところです。
4	全般	-	-	-	本指針において、技術進展に応じた継続的な改善やアジャイルな対応の方針が明記されたことを支持します。今後、この方針を実効あるものとするためには、単なる形式的な定期レビューや意見聴取にとどまらず、開発者・提供者・利用者を含む産業界との「実質的な対話の場」を継続的に設けることが不可欠です。技術的な実現可能性やビジネスへの影響を共有し、官民が連携して指針をアップデートしていく体制を確立することが、産業界全体の予見可能性を高め、適切なガバナンスの実践を促進すると考えます。	ご意見として承ります。本文案1(3)②にステークホルダーの積極的な関与について記載していることも踏まえ、今後政府において関連政策を実施してまいります。
5	全般	-	-	-	全体的に具体性が無く、どのような展望を描いているのかはっきりとわかるようなものをもう一度お出しitたいです。現状のAI、生成AI周りは物質的また社会的な問題点が多く、その殆どがガイドラインなどによる抑制が望めないため「法による規制が必要」な状態であると言わざるを得ません。社会の混乱については我々が指摘するまでもなく把握しておられると思いますため割愛します。また、今回のパブリックコメントは何故こんなに期間が短いのでしょうか、国民から有意義な意見を募集する期間としては短すぎます。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。指針の位置づけや適正性確保の考え方については、本文案1(1)及び(2)に記しておりますので、ご理解いただければと存じます。

● 「1 我が国における適正性確保に関する基本的な考え方」に対する意見（99件（うち、団体・法人等からは16件、個人からは83件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	1 我が国における適正性確保に関する基本的な考え方	2	18	25	リスクなどが予想されているのであれば先にしっかりと規則・罰則を定めるべきです。何も規制されていない国内ではディープフェイクを使った詐欺、未成年による犯罪が増えてきています。便利な道具というにはまだまだ危険な面の方が多く気軽に誰でも使うには不安の方が大きいです。責任の所在やハルシネーションが起きた場合の原因解明なども現在のAIでは困難です。国産のAIを作るのであれば学習に使われたデータの透明性を高めより精度が高いものを作れるように応援しています。	ご意見として承ります。規則・罰則の必要性については、本文案3(3)に、国等がAIガバナンスの在り方を継続的に検討・見直すこと旨を記載していることも踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
2	1 (1)本指針の位置付け	7	1	16	脚注18では、「学習データの適切な透明性を確保するため、AIの出力の際に根拠とした情報（ウェブサイト等）を表示し、学習データの開示が求められた際はその必要性を判断して適切に対応する」と記載されている。しかし、学習データ自体の透明性の確保を求めたり、「透明性」の観点からAIの出力の際の根拠を示すよう求めたりするような日本の関係法令や国際合意は見当たらないように思われる。仮にこのような記載をするのであれば、その法的・制度的な根拠を明確にすべきである。また、仮に記載を行う場合であっても、出力の際に根拠とした情報については「必要に応じて/適切に」表示し、学習データの開示が求められた際はその必要性、及び合理性を判断して適切に対応すれば足りるものとすることが妥当である。	ご意見も踏まえ、本文案として提示している脚注17と脚注18を統合し、「合理的な範囲で説明可能性を確保する」全体の脚注となるように記載を整理いたします。なお、その脚注では、ステークホルダーとの信頼関係構築を前提としたものであることから、可能な限り対応することが望ましい旨や、営業秘密に該当する場合等でも真摯な検討・協議が期待される旨を記載します。
3	1 (2)本指針における適正性確保の考え方	2	-	-	「報告枠組み」については、企業以外の団体も回答を提出しているため、「24社」ではなく「24組織」とするほうが実態に即しているように思われますが、いかがでしょうか。	ご意見を踏まえ、「広島AIプロセス」のウェブサイトの記載と合うように修正します。
4	1 (2)本指針における適正性確保の考え方	3	2	3	『各主体が（中略）自主的に取組を進めるという考え方』とあるがこれには反対で、強制力のある法律や制度を作るべきである。なぜならば、日本は過去から今に至るまでずっとAIに関してソフトロードマップを取っているが、その結果この指針でも述べられているようなディープフェイクや犯罪利用といった問題がはびこっているためである。善意や責任感で解決する問題ではないという実績がすでにあり、この状態で強制力のないお触れを出したところで現状が好転するとは全く思えない。	ご意見として承ります。本文案3(3)に、国等において国内外の動向を注視しつつAIガバナンスの在り方を継続的に検討する旨記載していることも踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
5		3	4	4	人間中心のAI社会原則は、できてからかなりの日数が経っていると思います。生成AIが出てきたり、ほかのAIに関するガイドラインも作られていることもありますし、AI法やこの指針も作られてきています。OECDのAI原則も更新がされたと記憶しています。そのため、元とする人間中心のAI社会原則も更新が必要ではないでしょうか？	ご意見として承ります。本文案3(4)に本指針や各種ガイドライン等をアジャイルに見直す旨記載していることも踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。

6		3	21	24	23行目に「アカウンタビリティを合理的な範囲で果たすこと。」とありますが、「合理的な範囲内」とはなんでしょうか。範囲を限定せずに説明責任は徹底的に果たしてください。	ご意見として承ります。合理的な範囲については、各主体の役割、開発・提供等するAIを活用した製品、サービスのもたらすリスクの程度等を踏まえて、個々のケースに基づくものと考えています。
7	1(2)本指針における適正性確保の考え方	3	-	-	本指針案において、AIを活用する「範囲や条件」について人間が最終的な判断を行うと明記されたことは、「人間中心」の理念を具体化する上で重要な一歩であり、賛同します。一方で、LLM等の汎用性の高いAIにおいては、利用者が開発者・提供者の意図した範囲を超えて利用することを、完全に防止・制御することは困難です。現状の案が「あらゆる利用範囲に対応できる設計」を開発者・提供者に求めるものと解釈されれば、過度な責任や負担が生じかねません。「人間中心」の原則と、開発者・提供者の負担軽減を両立させ、より実効性のあるAIの適切な活用を促進するためには、AIの機能や特性に関する専門的な知見を有する開発者・提供者が、利用範囲や条件の制御設計において中心的な役割を担うべきであると考えます。	賛同いただき、ありがとうございます。本文案2(2)に、活用事業者等において、AIの適正な利用を可能にするための情報を利用者に提供する旨記載していることも踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
8		3	4	6	自主的に取組を進めるという考え方賛同する。他方で、こうした考え方であれば、産業界との協働は不可欠。今回の意見募集は約1週間という短期間だが、任意の意見募集手続であるとしても、このような短期間で産業界の声を十分に把握することは困難。産業界の声をより広く反映できるよう、1か月等の十分な意見募集期間等を設定頂くことを望む。さらに、今回の意見募集に先立ち、11/21-27まで「指針骨子」のパブリックコメントが行われ、その結果概要が12/5に公表され、今回の意見募集が行われたと承知しているが、本来であれば前者の手続を経て「指針骨子」がどのように変更、具体化され、「指針（案）」に反映しているかが明らかとされる必要がある。加えて、脚注13等、具体的な記載がなく評価が難しい記載も散見され、このような点も含めて産業界からの適切に意見提出を行うことが困難。こうした事情を踏まえた適切な手続の実施を望む。	ご意見として承ります。本文案1(3)②にステークホルダーの積極的な関与について記載していることも踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、パブリックコメントの期間については、本指針を年内目途に策定する方針を踏まえて設定したため、ご理解いただければと存じます。
9	1(3)適正性確保のための基本方針	5	4	4	(4)アジャイルな対応と記載があり、柔軟・迅速な対応を求めるし、国もしていくことが重要と考えます。今回のパブコメも募集期間が短いですし、指針等の議論も世の中のAIの進展に比べて遅すぎると思います。アジャイルに適切に実施する国の方針論を、この指針の中に追加すべきだと思います。 そうしないと、先導的な役割を担えないし、いつまでも後追いで後塵を拝し続けると考えます。	ご意見として承ります。本文案3(3)に、国等において国内外の動向を注視しつつAIガバナンスの在り方を継続的に検討する旨記載していることも踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
10		4	-	-	脚注8について、ここで触れられているリスクはP4にて分類される要素の中で「セキュリティ」を中心に記載されているように思料する。個別リスクへの対策方法については脚注に記載するのではなく、本指針の中ではリスクベースでのアプローチにとどめ、固有のリスク事項への対策方法については別途まとめるなどをご検討いただくのが良い。	ご意見として承ります。 なお、脚注8はセキュリティのみならず、公平性、安全性等のあらゆるリスクへの対策を想定して記載しています。

● 「2 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項」に対する意見（142件（うち、団体・法人等からは39件、個人からは103件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	2 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項	6	2	5	以下を6頁6行目に追記してはどうか。「また、AIを事業活動において活用しようとする活用事業者は、その活用したAIの出力が多くの主体に影響を及ぼし得ることを踏まえ、国際的な規範、国際規格、各種ガイドライン等およびAIを活用した製品、サービスの開発、提供をする活用事業者の意見を活用しつつ、1(2)に示す適正性確保に必要な要素に関して、特に以下の事項に取り組む、もしくは、配慮する。」AI推進法第7条で「AIを活用した製品やサービスを開発・提供する者」と「AIを事業活動で活用しようとする者」を「活用事業者」と定義しているが、指針（案）2節では後者をあえて対象から除外。同節の内容は後者にとっても重要だが、現行案では後者は何も配慮しなくてよいとの誤解を招きかねない。特に2(1)は後者を含むサプライチェーン全体に関わる重要事項であり後者も積極的に関与すべきため、最低限その点を明示されたい。	ご意見にある「AIを事業活動で活用しようとする者」も、この2における活用事業者に含まれており、本文案注釈10にてその旨（AI法第7条に規定する活用事業者である旨）記載しています。
2		6,7,8	-	-	事業者の自主性を尊重するAI推進法・昨年の中間報告の精神を踏まえ、またイノベーションやビジネスの発展を阻害しないよう営業秘密を保護する観点からも、ステークホルダー間のエコシステムにおける取り組みは、ステークホルダー間の対話を踏まえた事業者の自主的な対応が基本であることが確認されるべきです。そのため、指針2.等において示されている取り組みも、事業者の自主性を損なわないように、介入的でないことが確認されることが重要です。	ご意見として承ります。本文案1(1)に本指針は事業者等における自主的かつ能動的な取組を促すために策定する旨記載しています。
3	2(1)AIガバナンスによる俯瞰的な適正	6	13	13	AIがもたらす便益とはどのようなものか。リスクの伴うものであれば受容可能ではなくリスク回避のためにAIを用いない方が良いのではないか。リスクのカバーのために労力をかける方が二度手間となるのではないか。	ご意見として承ります。本文案1(2)にAIは経済成長や国民生活の発展に寄与するものである旨記載しています。
4	2(2)ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保	6,7	16	4	学習データの透明性の確保は極めて重要だ。他方、「自主的かつ能動的な取り組みを促す」という指針の性格上、実効性の観点から疑問がある。海外事業者を中心に、文化庁「AIと著作権に関する考え方」等を順守せずサービスを開拓するケースが散見される中で、主体的に透明性の確保に取り組む事業者がどの程度あるかは疑問だ。「合理的な範囲」で説明可能性を確保するとしているが、開示の範囲が限られる恐れがある。説明の範囲を極力広く確保できるようにすべきだ。脚注で「学習データの開示が求められた際はその必要性を判断して適切に対応する」との記載があるが、どのような対応が「適切」なのか不明だ。事業者側が「必要性を判断する」とした点も実効性の観点から不十分であり、権利者の意思を尊重した対応を促すようにすべきだ。	ご意見を踏まえ、脚注17と18を統合し、事業者においては可能な限り対応することが望ましい旨や、営業秘密に該当する場合等でも真摯な検討・協議が期待される旨を記載します。
5		6	17	18	「出力される生成物」について、「知的財産、プライバシー等の保護の適切な実施」をすることは、原則としてユーザーの責任であると解されている以上、こうした利用者責任の原則についても明示的に言及する必要がある。	ご意見として承ります。本文案4(1)、(2)に、国民には、責任ある利用者として、適切にAIを利用するよう努める旨記載しています。
6		6	17	18	「出力される生成物」について、「知的財産、プライバシー等の保護の適切な実施」をすることは、前提として、一次的には利用者の責任において実施されるべきものとされている。「AIを活用した製品、サービスの開発、提供をする活用事業者（海外事業者も含む）」を対象にした項目での記載において、こうした前提が無視され、かえって誤解を招き、信頼関係を損ねることのないよう、利用者の責任において適正な利用を確保することが重要であるという前提を明記すべきである。	

7		6,7	16	4	「(2) ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保」についてですが、こちらは完全許諾制、もしくは、基本事項として、拒否権行使する権利を保障する項目がほしい所です。現状として、無断で収集された学習データが生成AIなどに使われているケースが多く、拒否権もない状態です。これではステークホルダーの権利を守る事は出来ないでしょう。なので、学習に対して、完全許諾制にするか、拒否権行使できる権利が保障される事が重要だと思われます。何卒宜しくお願い致します。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案では、2(2)にステークホルダーとの信頼関係の構築のための学習データ等の説明可能性の確保の重要性を記載しています。
8	2 (2)ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保	6,7	16	1	透明性と説明可能性の確保においては、脚注17、18にある事業者の営業秘密や知的財産権の保護を前提とした上で、「技術的に可能かつ適切な範囲」の解釈について、競争力の源泉となる技術情報への過度な公開要求が事業者の過度な負担となり、イノベーションを阻害することのないようにすべきであり、今後、必要に応じて解釈を明確化していくべきと考えます。	ご意見も踏まえ、本文案として提示している脚注17と脚注18を統合し、「合理的な範囲で説明可能性を確保する」全体の脚注となるように記載を整理いたします。なお、その脚注では、ステークホルダーとの信頼関係構築を前提としたものであることから、可能な限り対応することが望ましい旨や、営業秘密に該当する場合等でも真摯な検討・協議が期待される旨を記載します。
9		6,7	16	4	2 (2) — 4 さらに、このような著作権に基づく開示は、一般的にAI学習を対象とする著作権保護の例外規定と矛盾します。AI事業者に学習データセットを公開させることは、法的にも実務的にも合理的な根拠を欠いています。こうしたデータは、多くの場合、キュレーション、ライセンス取得、または多額の商業的投資によって生成された専有コレクションであり、前述のとおり、競争上の差別化に不可欠な営業秘密を含む場合があります。したがって、規制当局、ユーザー、または一般公開に対して適切に行うべき開示を区別することの重要性を強調します。AIツールの低リスクな利用ではなく、高リスクな利用に関する開示に焦点を当てるべきです。開示要件は、学習に使用されたデータセットの詳細を求めるのではなく、消費者がAIツールの機能を理解するのに役立つハイレベルな情報に重点を置くべきです。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案1(3)にてリスクベースで適切な対策を講じる旨や、2(2)にAIの適正な利用を可能にするための情報を利用者に提供する旨記載しています。
10	2 (3)十分な安全性の確保	7	12	14	偽・誤情報対策として電子透かし等の技術は重要ですが、技術的対策は万能ではなく、運用も含めた多層的な対策との組み合わせが不可欠です。例えば、「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」では、「信頼できるコンテンツ認証及び来歴のメカニズム」の開発・導入が謳われており、特定の技術に留まらない包括的なアプローチが示されています。日本の指針においても広島AIプロセスと同様に広範な解釈・対応が可能な表現とし、国際的な議論との整合性を確保した表現にすることを要望します。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。なお、電子透かしはAIの生成物であることが判断できる技術の一例として挙げたものですが、今回寄せられた意見を踏まえ、例示に「来歴管理」を追記します。
11		7	14	14	「電子透かし、API等」を「電子透かし、来歴の標準（例：C2PA）、API等」へ変更することを提案します。	

12	2 (3)十分な安全性の確保	7	12	14	電子透かし等の技術について、「必要に応じて実装する」とあるが、これは「必ず実装する」と変えてもいいのは、悪意のない生成データであっても、結果として悪用されたり真実として誤用されたりする可能性が大いにあるからだ。	ご意見として承ります。AIの生成物であることが判断できる技術の開発・実装については、まずは活用事業者等での取組が重要と考えて、本文案2(3)に記載したところです。AIの技術的な特性を踏まえ、ご指摘のような被害やリスクをどう低減できるか、本文案3(2)、(3)に記載したように、最新の実態を把握し、AIガバナンスの在り方を継続的に検討してまいります。
13		7	12	14	『AIの生成物であることが判断できる…必要に応じて実装する』これは必要に応じてではなく『義務』としてください。12月8日に青森県沖でM7.6の地震がありました。案の定AIでフェイクが生成され、あるフェイクニュースはTikTokで2万回以上再生されていると報道がありました。昨今問題のクマ被害でも散々報道されています。視聴者が自分で判断するよう呼びかけられ、高市首相の国会答弁でも『自らの命は自らで守るのが原則』と発言されたようですが、責任を視聴者に投げるのなら尚更、これはAI生成物であると『誰でも（ITに詳しくないお年寄りでも、というかそのような人にとってこそ）一目で判断できる』明確な外見上の表示が絶対に必要です。災害時のような状況下では電子透かし等ファイルの中身を見る必要がある情報では不適切です。右下にマークが小さくあるだけでも不十分です。はっきりと分かる方法にするのを義務としてください。	
14	2 (5)AIのイノベーションの基盤となるデータの重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮	8	-	-	知的財産等のデータ保有者等に対する利益還元のエコシステムの構築に向けた方策の検討、変動の激しい利用環境や国際情勢等を考慮しつつ、様々なアプローチや方策を模索する必要がある点であるから、そのようなシステムの要否自体を含めて、民間事業者間での協議や指針の検討等に委ねる必要があるテーマである。AI推進法がAI開発事業者などの自主性を尊重することを基点にすることに照らせば、政府機関が特定の利益還元の仕組みの策定に関与することは、技術開発やビジネスモデルの多様性、対話の自主性を損ない、かえってイノベーションを阻害しかねないので、関与や介入は避ける必要がある。	ご意見として承ります。本文案1(1)に本指針は事業者等における自主的かつ能動的な取組を促すために策定する旨記載していることを踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
15	2 (5)AIのイノベーションの基盤となるデータの重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮	7,8	21	5	データ提供と適正活用によるAIの成果物の好循環は、クリエイティブな分野に限ったものではない。医療や科学分野などの創作性のないデータについても、適正な取得・活用について継続的なコミュニケーションが必須である。	本文案2(5)はコンテンツ産業の分野に限る趣旨はありませんので、本文案2(5)の最後の一文で、「安心して創作活動等ができる環境」と修正いたします。
16		7,8	21	5	大規模モデルの学習に使用される数十億ものデータソースの中で、特定のコンテンツが占める割合はごくわずかです。ライセンスの義務化を進める政府に対して、これがイノベーションに及ぼす重大な萎縮効果を警告しています。新規参入企業やリソースの乏しい組織がモデル学習に使用するコンテンツごとに許諾を得ることを義務化すれば、社会的に有益な機械学習の取組みの実施は事実上不可能となります。数千もの異なる権利者を特定し、交渉する取引コストと管理負担は、研究そのものの価値をはるかに上回ります。また、AIの能力は必然的に既存の市場参加者やライセンス費用を負担できる資金力を持つ組織に集中し、AI開発における不公平な競争環境を生み出します。これは新規参入者を排除し、オープンソースAI開発を阻害することになります。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本記載はライセンスの義務化を進める趣旨ではなく、AIのイノベーションを阻害せず、全ての主体、ステークホルダーにとってより良い環境の構築が図されることの重要性を記したものです。

17		7,8	21	5	<p>幅広く多様なデータの大規模な分析は、AIイノベーションの基盤です。指針においては、データ分析を可能にし、AIの恩恵が広く社会に共有される健全なデータエコシステムの重要性を明確に示すことを提案します。日本の先進的な著作権制度は、AI開発を可能にすると同時に、権利者の正当な利益を保護するというバランスを実現するうえで、すでに重要な役割を果たしています。こうした強固で将来を見据えた枠組みに基づいて、更なる取り組みを進めていくことは、継続的なイノベーションの促進と、すべての関係者の利益の確保に寄与するものと考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。全てのステークホルダーにとってより良い環境の構築が図られるよう、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
18	2(5) AIのイノベーションの基盤となるデータの重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮	8	1	5	<p>「(5) AIのイノベーションの基盤となるデータの重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮」につきまして、現状ではデータ保有者はデータをAIの学習に利用されてもその事を知ることができず、またAIの学習に自身のデータを利用される事を拒否する手立てがないため、一方的にデータを利用され、搾取されている状況にあると感じます。データの適切な活用に関しては、AIへの学習にデータ保有者の許諾を必須とするか、あるいはどのようなデータを利用されているか確認できるシステムの構築と、AIへの学習を拒否できる権利の保障を通じて、AIを開発・提供する事業者とデータ保有者との権利面でのギャップを解消することが必要になると思われます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本文案では、2(2)にステークホルダーとの信頼関係の構築のための学習データ等の説明可能性の確保の重要性を記載しています。</p>
19		8	4	4	<p>権利者に必要なシステムは利益還元ではなく、学習拒否とデータセットの開示である。これは現状の無責任な開発体制に対抗する為だけでなく、今後現れる可能性のある正規のデータセットを保護する為にも必要なシステムであると考えられる。そもそも利益還元とは望んでデータを共有した者にこそ与えられるべき物であり、オプトイン形式でのデータセットが前提となる。多くの有名な生成AIがオプトアウト方式によって作成されている以上、利益還元はエコシステムたり得るという評価には一切値しない。またそれが創作環境の安心安全に繋がる事は無く、むしろ環境の悪化を招く物でしかない。</p>	

● 「3 国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項」に対する意見（48件（うち、団体・法人等からは9件、個人からは39件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	3 国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項	9	7	7	本案3では「AIを開発、提供する際、2に示す事項についても取り組む」とあるが、「慎重に配慮し、取り組む」とするなど、2に示す事項について一般に期待されるよりも更に高いレベルが求められることを明記しては如何でしょうか？本邦では行政に対する信頼度が極めて高く、行政の提供するAIや行政がAIを利用して為す諸政策の影響は国民生活に対して正負いずれの側面でも大きくなると推定されます。特に「安全性の確保」については、こども家庭庁が自殺対策にAI活用を打ち出すなど、医療・福祉・介護を中心に国民生命に直接つながる施策に利用されると想定されることから、慎重に配慮する必要があります。他方、これは行政自身が開発・提供・利用する場合にのみ配慮されるべきで、行政が直接関与しない民間での活動にまで慎重な配慮をむやみに求めるることはイノベーションの促進に反することから慎むべきです	ご意見として承ります。本文案3(4)に行政におけるアカウンタビリティについて記載していることを踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
2	3(1)AIの積極的かつ先導的な活用によるイノベーションの促進	9	11	12	内容：公共調達における開発実証機会の提供を進めると共に、AI事業者の適正性確保の好事例を含め成果等の情報を広く発信する。 理由：優良なガバナンスを実現しているAI事業者の増加を後押しするため。また、前段の「事例や留意点を周知すること」に紐づけたアクション記載することで論理的な構成になると考えため	ご意見を踏まえ、記載の趣旨が明確になるよう修正します。
3		9	10	13	「AIの積極的かつ先導的な活用によるイノベーションの促進」については、国や地方公共団体が著作権など法的にクリーンなデータを整備することを加えるべきと思われます。現在は産業革命でいえば自動車が発明されたが道路が舗装されていない状態です。道路整備は国、地方公共団体、民間のすべてが行うように、データの整備は、民間だけでなく、国や地方公共団体が取り組まなければならないと思われます。	ご意見として承ります。人工知能基本計画等も含めた今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
4	3(4)行政としてのアカウンタビリティを果たすこと	10	9	9	本案3(4)ではアカウンタビリティを果たすべき局面を「行政においてAIを利用する際」とのみ記載するが、「開発」および「提供」を加えてはいかがでしょう？3章冒頭では「AIを開発、提供する際は、2に示す事項についても取り組む」とありますが、2章にはアカウンタビリティに関する記載はなく、また類する記載が仮にあったとしても一般的に期待されるものと行政の責務とでは要請されるものが異なることから、行政のアカウンタビリティが利用のみならず「AIを開発、提供する際」にも要請されることを明記することを勧めます。なお、「行政においてAIを利用する」には一般的に「提供」が含まれるとは考えがたく、「開発」は含まれないと考えられ、これらの明記が必要です。また、特に「開発」について入札要件および選考プロセス等について、費用対効果や各種の判断の根拠について、しっかりと説明責任を果たすよう明記されてはいかがでしょう？・	ご意見を踏まえ、当該記載は利用に限る趣旨ではなく、開発、提供も含み得ることから、「活用」と修正します。
5		10	8	13	「アカウンタビリティ」では説明の責任でしかありません。説明されて終わりに読めてしまいます。説明のみで終わらせようとしないでほしいです。また、説明するならば「可能な限り」ではなくすべて説明してください。それから、ガイドラインしかない状態で責任者と言われてもどう責任を取るのか伝わりません。罰則付きの規制法もつくってからにしてほしいです。	アカウンタビリティの考え方については、本文案の注釈7のとおり、自らの行動や決定に対する責任を持ち、そのため行動することを意味する旨記載しています。

● 「4 国民が特に取り組むべき事項」に対する意見（48件（うち、団体・法人等からは1件、個人からは47件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	4 国民が特に取り組むべき事項	11	14	14	『その上で、AIを利用する際は、得られる情報の出所、正確性等を理解し、』とあるが、指針骨子では『生成過程』という文言が記載されていたのに、今回削除したのはいかなる理由か、お答え願いたい。AIリテラシーを身に着けたいのなら、『生成過程』を知ることは重要である。なぜなら、その生成過程において、権利者に無断で収集されたデータを利用していることが分かれば、そのような権利侵害ツールを利用することはできないと判断できるからだ。よって、14行目に『生成過程』という文言を付け加えることを強く望む。	骨子から本文案にて、4(2)で「生成過程」を削除したのは、国民（一般的なAIユーザーを想定）においてAIの生成過程を技術的に理解することが期待されているといった誤解を招く恐れがあると考え、4(2)の冒頭に記載のとおり、一般的なユーザー層に対して、AIの特性や仕組みを理解いただく趣旨を明確にしたものです。
2					AIの生成物（文章、画像、音声、動画等）は、社会的に適切な形で利用する。とあるが、漠然としていて判断がしにくい。個人的には無許諾学習を基本としている生成AIは社会的・倫理的に使うべきではないと考えているので、現状の一般的な生成AIはほぼ使うことができない。許容できる範囲が判例が少なく明確ではないので、人によっても幅が広く、混乱が予想される。範囲や基準は明確にもらいたい。	ご意見として承ります。本文案3(2)に、国等において、全ての主体がAIの責任ある利用者としての自覚をもって行動できるようリテラシー向上を図る旨記載していることも踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
3	4(1)人間中心の原則に基づくAIの責任ある利用	12	6	9	「国民はAIを利用する主体として、AIの利用により法令への抵触、加害行為をするおそれがあることを踏まえ、法令を遵守する。」とあるが、AI関連の法令がほぼはないので、どう遵守すればいいのか国民はわからないと思います。わからないまま国民に責任を追及するの指針は極めて無責任なのでやめてください。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案2(3)に、活用事業者等において、AIの悪用や不適切な出力等の防止を図る旨記載しています。
4	4(2)AIリテラシーに基づく適切な利用	11	6	6	AI利用者が法令に抵触しないよう使用主体として責任を負う以前に、AI研究開発や活用事業者が法令に抵触しない動作を行うよう開発義務を負う必要がある。その上で使用者に責任を負わせる必要のある技術だと想定されるのであれば、自動車免許のように免許制にし、法整備のうえ罰則規定を設け、違反者には資格剥奪を含めた制約を設けるべきである。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案3(2)に、国等において、全ての主体がAIの責任ある利用者としての自覚をもって行動できることを目的として、リテラシー向上を図る旨記載していることも踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
5		11	11	17	現状では「法を犯さなければ何をやってもいい」と考えるような人間も多く見られ、モラルを前提とした性善説の社会は機能しなくなっています。その為、リテラシーなどでは対処ができない状況にあり、法の力をもって抑止しなければならない状況にあります。ディープフェイクや、生成AIに他者の著作を勝手に利用する場合への罰則を求めます。	ご意見として承ります。本文案3(2)に、国等において、全ての主体がAIの責任ある利用者としての自覚をもって行動できることを目的として、リテラシー向上を図る旨記載していることも踏まえ、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。